

沿岸漁業改善資金の基本的事項

1 基金の名称

沿岸漁業改善資金

2 基金の額（令和8年3月31日現在）

造 成 総 額 254,009千円

うち国費相当額 153,145千円

3 基金事業等の概要

沿岸漁業者等が自主的にその経営及び生活の改善を図るため、近代的な漁業技術、漁ろうの安全の確保のための施設又は合理的な生活方式の導入を促進するとともに、青年漁業者が近代的な経営方法又は技術を習得することを助長するため、沿岸漁業従事者等に必要な資金を無利子で貸し付け、もって沿岸漁業経営の健全な発展及び漁業生産力の増大並びに沿岸漁業従事者の福祉の向上を図るもの（根拠法：沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号））。

4 申請方法

沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けようとするものは、貸付資格認定申請書に、事業計画書及び知事が必要と認める書類を添え、そのものの住所地をその地区内に含む漁業協同組合及び所轄の地方局長を経由して知事に提出する（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第1項）。

5 審査体制及び貸付資格の認定

沿岸漁業改善資金運営協議会の意見等を参考に、担当部局において沿岸漁業改善資金助成法第8条の規定に該当するかどうかを審査する（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第6条第3項）。

6 審査基準

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条、愛媛県沿岸漁業改善資金取扱要領第2、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付基準等 参照

※申請～審査の流れは別添「貸付資格認定申請から資格認定までの審査の流れ」参照